

関係各位

一般社団法人 日本心理臨床学会 理事会

「公認心理師」受験資格教育カリキュラムに関する要望

「公認心理師」受験資格教育カリキュラムに関して、(社)日本心理臨床学会として以下のように要望します。

(1) 三団体会談による「公認心理師教育カリキュラム案」を基本としていただきたい

三団体(臨床心理職国家資格推進連絡協議会・医療心理師国家資格制度推進協議会・日本心理学諸学会連合)会談にて取りまとめられた「公認心理師教育カリキュラム案」は、公認心理師法の第1条(目的)および第2条(定義)に沿った内容で構成され、公認心理師に必要な保健医療、福祉、教育、司法、産業の5領域での専門性を修得するものである。

(2) 大学卒業者が受験資格を得る場合、公認心理師法第7条1号の者と同等以上の知識・経験を有すること(附則3条)を遵守していただきたい

大学卒業後に施設において業務に従事し実務経験を積んだことにより受験資格を得る場合(公認心理師法第7条第2号該当者)、大学卒業かつ大学院修了者(同法第1号該当者)と同等以上の知識を有し、かつ実務経験に関しては、複数領域での実務が必要であるため、相当の期間は5年以上が必要である。

公認心理師法:(受験資格に関する配慮)附則 第三条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験の受験資格に関する第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令を定め、及び同条第三号の認定を行うに当たっては、同条第二号又は第三号に掲げる者が同条第一号に掲げる者と同等以上に臨床心理学を含む心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるよう、同条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間を相当の期間とすることその他の必要な配慮をしなければならない。

以上